



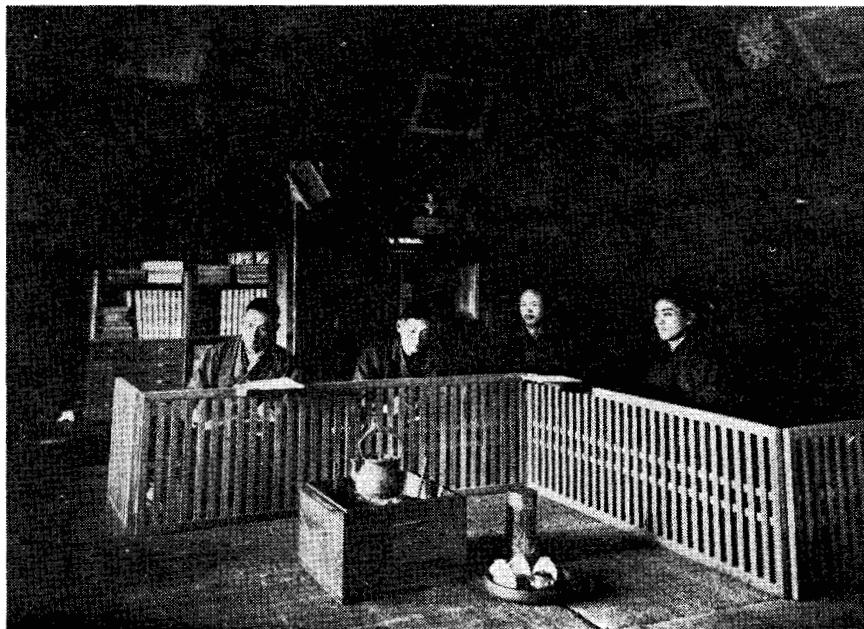
待望の産業組合法成る

才　三　編

明治 33 年才 14 議会で産組法成立
各種組合法案の比較
山形県の才 1 号金井村信用組合
山形県の業種別組合
山形県信用組合連合会誕生
昭和 2 年当時の山形県産組の全貌
全国団体相次いで創立
終戦後に農林中金山形出張所開設
創刊当時の『家の光』
日本農業新聞の発刊と山形の取扱い

豊作を祝つて田植おどりを舞う

(カメラ・宮崎泰昌氏)



チヨンマゲ組合事務所

— 西村山郡高松信用組合 —

右から工藤泰吉氏、国井礼助組合長、布施三之助氏、国井亮太郎氏が、
ハカマ姿で帳場に坐わる。その前の座敷が組合員との応接に使われた。
泰吉氏の頭はチヨンマゲである。

「曰く付きの三度目法案」

明治三十三年第十四議会で成立

才一次産業組合法案は信用組合法案の流產に統いて、審議未了のまま未成立に終つたが山原有朋内閣は明治三十三年（一九〇〇年）二月の才十四議会に産業組合法案を提出した。二十四年の才二議会に信用組合法案を出してからちようど十年後、三度目の正直と云うが、曰くづきの法案提出に、確信をもつて三番打者に起つたのが曾根荒助農商務大臣であった。しかし法案を議会に提出するまでに非常に心を碎き、岡野敬次郎、織田一、加納友之助、月田藤三郎氏らを法案作成委員に迎え、省内に「産業組合法起草委員会」を設けて法案起草に当つてもらった。

才一次産業組合法案が議会で審議された当時の議事録の中から各派議員の批判、論議の内容を解剖し、前法案にさらに修正を加えたものを、まず衆議院に政府案として上程された。

二月九日、衆議院本会議で曾根農商相の説明があつて直ちに特別委員会に附託された。委員会では字句の修正があつたくらいで、問題がなく、アツサリ通過し、十五日には本会議に移され、そのまま

可決となつた。

衆議院を通過した同法は直ちに貴族院に回附となり、十七日の本会議に上程後、特別委員を設けて審議したが、ここでも簡単にパスして、二十二日には本会議に附され、同日各派を超えた拍手のうちに満場一致で可決、確定した。

この間わずかに二週間、貴、衆両院の協賛を得た「産業組合法案」は三月六日御裁可を経て、法律才三十四号「産業組合法」となつて公布となり、明治三十三年九月一日、勅令才三〇一号を以て施行となつた。

これこそが我が国で協同組合を法制化した最初のもので、誕生するまで前後十年を費した苦心の産物であった。同法の生命は長く、明治、大正、昭和の三代にわたつて、農民の生活とともに息づき、太平洋戦争が終つて、昭和二十二年（一九四七年）新たに農業協同組合法が発足するまで、四十七年間の寿命を保つた。

公布産組法の骨子

公布された産業組合法の骨子は大体、さきの才十議会で審議未了のまま葬られた才一次組合法案と同じであるが、新しい点は、

- ① 組合の種類—信用、販売、購買、生産の四種にし、購買事業の中に「生計に必要な物」の購買を認めた。

すなわち才一次組合法案の生産組合と使用組合とを併せて、生産組合とし、購買組合は産業に必要な原料品の購買のほか

に、消費経済用品の取扱いを認め、消費組合を組合法の中に包がんした。

② 組合事業の兼営—信用組合は他事業を兼営することが出来ないことにした。

③ 組合組織—有限、無限の二種類と、新たに保証責任組織を加え、出資一口の金額に関する規定を除き、一人の持分を十口以内と定めた。

平田氏産組法の成立を

品川氏の靈前に報告

尊徳・平田の帰する一點

産業組合法の誕生をほかの誰れよりも待ちつづけたのは、産みの親ともいえる品川、平田の両氏であった。

品川氏は内務大臣の当時「信用組合法案」を流産させてしまつた明治二十四年の才二議会解散の総選挙で反対党大弾圧の責を負つて政界の才一線から退いたが、枢密院議員となつた後も、産業組合法の成立を平田氏とともに念願しながらも、三十二年に病いにたおれてしまい、翌三十三年二月、才十四議会で新し組合法案が衆議院から貴族院に回り、二十七日、満場一致可決を目前にして二十六日、五十八歳で死去したのであった。

組合法成立の喜びは死の翌日、二十七日、直ちに平田氏の口から品川氏の靈前に報告されたが、発足後の産業組合の育成は平田氏ただ一人にまかせられることになつた。

各種組合法案の比較

(明治24.30.33年—帝国議会議事録による)

	明治24年信用組合法案 (未成立)	明治30年産業組合法案 (未成立)	明治33年産業組合法
目的	組合員に営業資金を貸付け、また勤儉貯金の便宜を得させる。	組合員間の産業またはその経済の発達を企図する。	組合員の産業またはその経済の発達を企図する。
区域	一市町村内に限る。但し町村会を設け、事務を共同処分するときは一町村とみなす。	一市町村以内に限る。但し土地の状況により変更してもよい。	市町村区域内とし特別の事由があれば地方長官の認可を得て変え得る。
組織	定款で定める。但し持分以下にすることはできない。又員外貯金を扱うときは無限責任	有限または無限責任	有限、無限又は保証責任
種類	信用 用 信	信用、購買、販売、生産、使用 (ただし使用は営業用器具、機械、家畜についてのみ)	信用、販売、購買、生産、但し信用は兼業を認めない
組員数	10名以上	7名以上	7名以上
出資組	加入金および持分より成る。持分は1人1口、但し定款で3口まで増加し得る。	持分1口10円以上1人5口以内	出資1人10口以内(1口出資額不定)持分の共有を認めない。
準備金	加入金と純益の一部を以て持分総額の10分の1以上に達するまで積立てる。	借入最高限度の10分の3以上に達するまで、毎期剩余金の3分の1以上を積立てる。	金額を定款で定め、毎期利益の4分の1以上を積立てる。
役員	組合長、会計役各1、監査役3以上を総会において、選任する。組合長、会計役は無給とする。	取締役、監査役各3名以上を総会において組合員中より選定し、名誉職とする。	理事及び監事を総会で組合員中より選任し、任期は理事3年、監事1年
議決権	持分、口数にかかわらず1人1個	持分にかかわらず1人1個	表決権は平等とする。
業務	組合員よりの貯金受入、および組合員への営業資金の貸付、組合員外の者よりの貯金受入。	組合員よりの貯金受入および組合員への営業資金の貸付、組合員所要の商品、営業用原料、器具、機械、家畜の購買、組合員所産の農産物、水産物の販売、農工水産物の組合員の共同生産、組合員の営業用器具、機械、家畜の共同使用。	組合員よりの貯金受入および組合員への産業資金の貸付、組合員の生産物の販売あるいは加工販売、組合員の産業用又は生計用品の購買、組合員の生産物の加工又は産業に必要なものの使用(信用は他の事業と兼ねることはできない)。
政府の保護	—	—	所得税、営業税免除
監督	①都市役所一定款、名簿、印鑑の保管閲覧、設立公告、精算書類の保存 ②郡市長—借入、貸付等の限度認可権、検査権、解散上申権、清算人の解任 ③府県知事—監査権、解散命令 ④内務大臣—監査権、定款の認可	①地方長官—業務検査、組合の事業停止、借入貸付等の限度認可 ②農商務大臣—役員の改選命令、組合業務の停止、組合の設定認可、定款の認可	①郡長—報告徴求、検査その他の必要な命令、処分 ②府県知事—左に同じ、そのほか総会決議の取消、役員の改選、組合事業の停止、組合の解散設立及び定款の認可 ③農商務大臣—府県知事に同じ(但し設立及び定款認可を除く)

平田氏は組合法が公布になって間もなく、明治三十三年八月に新たに「産業組合法要義」を著し、再び農民に呼びかけ、氏は物質上の共同を図ると同時に、精神的協力を強調、力説し、共同協力の上に道徳、経済の一一致点を発見しようと努力した。

明治三十六年に農商務大臣を辞めた平田氏は一意、産業組合の育成に専念し、各地に出張して組合設立を指導した。明治三十七年二月六日、日露の国交が断絶、日露戦争に突入して国民は未曾有の試練にぶつかったが、氏は今こそ産業組合を始めため、銃後の義務を果すべきだと熱情から、全国の産業組合関係者を網羅した「産業組合中央会」を組織することを決意し、

三十七年二月二十二日、開戦の直後、全国に檄をとばし、東京富士見軒に産組関係者を集め協議会を開いた。

その時、氏は自ら初代会頭を引受け、才一線にたって指導、号令することを天下に宣言したのである。

こうして翌、三十八年三月一日、「社団法人大日本産業組合中央会」が平田会頭のもとに設立され、五月十日には全国産業組合大会の初めとも云える「全国産業組合役員協議会」を赤坂三会堂に開催した。

その後の平田会頭は同年十一月二十二日には中央会機関誌「産業組合」を創刊、三十九年五月八日には才二回全国産業組合大会を農商務省会議室に開き、才三回以後は毎年、全国で持ち回り大会を開いた。

氏は産業組合会頭として、大正十年（一九二一年）三月、産業組合訓をつくり、全組合員に訓諭した。

信 用 組合の本は信なり、信なければ組合なし、信は責任觀念によりて生ず、責任觀念は己を欺かざるに在り

勤 勉 恒產なれば恒心なし、恒產は勤務によりて生ず

共 同 土石集めて山を作し、涓滴合して河を成す、精神的共同團結と物質的共同補助とは組合の奥義なり

同 栄 社会は大なる連合組合の如し、利害之を共にす、唯、有無相通するに因つて互いにその利を享く

と説いて、会頭のイスにあること、前後十八年に及び、四歳の時、大正十一年十月四日志村源太郎氏に会頭を譲るまで、氏の生涯の大半は産業組合とともに在った。

時代の要求が生んだ産組法

明治三十三年三月に産業組合法が公布されて、山形県にもぱつぱつ組合設立の動きが目立つて来たが、三十五年春、山形市に近い東村山郡金井村大字志戸田三四六（現在の山形市大字志戸田）に創立の「無限責任金井村信用組合」は山形県では産業組合法によつた最古の組合となつてゐる。

設 立 明治三十五年四月二日（設立許可）
解散決議 昭和九年十二月三十一日（県の一村一組合統合方針に従つて解散、村内の他組合と統合している、その間三十二年）

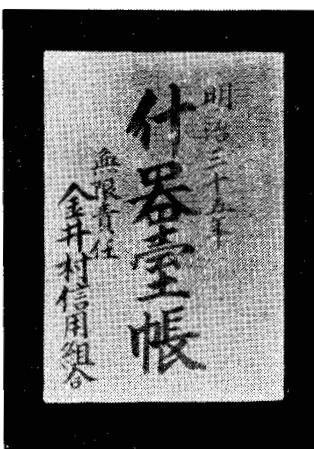
東村山郡金井村には古くから村民の金融機関として志戸田部落の豪農遠藤甚兵衛氏を中心とした「無尽講」が開かれていった。政府の手で出来た産業組合法を知つた遠藤氏は三十三年冬に日下部丹治、遠藤政吉氏等の富農、豪農と信用組合組織に着

手し、約一年間の奔走で、三十五年四月二日に「無限責任金井村信用組合」の設立を許可され、志戸田三四六に事業を開始したのである。

創立当時の陣容は

組合長理事	遠藤甚兵衛
理事	日下部丹治
同	栗原太内
監事	日下部谷松
同	鈴木三治
同	速藤政吉

の各氏を総会で選出したほかに各部落から一名づつの信用評



金井村信用組合の什器台帳
(明治33年に産業組合法が実施になって、この組合が35年に設立された。山形県での第1号組合である)。

か、四ヵ年以内に全額を払込むか、或いは一時全額払込みかの三つの方法を定めた。

二日の総会では、組合長日下部丹治、専務理事七五三清五郎、秋葉秋蔵、理事遠藤甚兵衛、鈴木峰松、鈴木三治、阿部治兵工、熊谷吉之助、監事栗原太内、斎藤吉平、有沢庄太郎、信用評定委員柴田長吉、有沢長助、渡辺友治開沼徳治、熊谷三右工門の各氏が選ばれた。

明治三十五年創立の——

金井村信用組合

山形県の第1号

定委員五名を選出しして組合運営を助けた。
同組合の定款によれば、出資一口の金額は十円、出資才一回払込金額は一口につき一円、才一回払込後は剩余金がら払込みに充当するほか、出資各口につき毎月末二十戻以上を払込む

発足当時、明治三十五年の組合出資金二万円、組合員二百五名は戸数二百戸の純農村、金井村のはとんど全戸加入という強力な組合であった組合長の遠藤氏は山辺銀行頭取もやり、大正四年九月執行の県会議員選挙に出馬、當選した名門、この組合長の菜配で、毎年度良好な業績を残し、明治の末期には出資額、経理事務の優秀組合として産業組合中央会から表彰された。この時の村をあげてのお祭りは今も語り草に残っているほど盛大だったものらしく、中央から小笠原英太郎氏がわざわざ出席し、組合の業績をほめ上げつづきと県係官の祝辞があつて村民全部が祝い酒に酔いしげられたとのことである。

昭和七年には金井村信用組合となつたが、その頃までに江俣、陣場、内表、吉野宿、鮎洗の各部落に、部落の名を冠した同種の組合がぞく出し、お互いに狭い部落内の組合員かく得と業績の向上に隣同志、肉親同志の競争を演じ、県当局、産業組合中央会県支会でも、一町村一組合のモットーをかがけて、金井村の六組合統合を呼びかけた結果、昭和九年三月三十一日を以て六組合が新たに「金井信用購買販売利用組合」の名で発足、山形県最古の組合が引続き優秀な成績を見せ、昭和十二年度末現在の貯金高は三十三万七千八百四十六円と、県下二三百十八組合のうち才五位の成績をものするようになつたが、さらに昭和十八年「金井村農業会」、そして終戦後の昭和二十三年五月四日「東金井農業協同組合」と三転、今日も最古組合の誇りを持続している。

十回に及ぶ産組法の改正

産組運動の指標となる

産業組合法の才一回の改正は日露戦争の翌年、明治三十九年で、信用組合兼営を認めたのをはじめ、指導的役割りとして、明治四十二年の才二回改正で産業組合中央会を法人組織に、事業機関として連合会組織を認めると、これを待つて各府県に相次いで連合会が設立され、大正年代に入ると、各府県連合会の上にさらに全国的事業機関が生れた。産業組合中央金庫、全國購買組合連合会、大日本生糸販売組合連合会がそれであつた。以

下年を遂つて産業組合法が改正されて、組合の発達と、組合運動の重要な指標となつた。

連合会、中央会を法的に認めた才二回改正は画期的な改正であつて、日露戦争後、産業組合の発展をますます必要としたので、各府県の連合会設立を促すための連合会認容であつた。また中央会は、明治三十八年二月に任意団体の大日本産業組合中央会を設立したが、法的な指導機関の手で強力な指導、育成を目指し、法を改正したものである。しかもこの中央会自身に産業組合事業の大部分を行うことを認めたことは、将来全国事業連合会を組織する素地を作るために、差当り、中央会に試験的にやらせる必要があつたからである。

大正十年の才四回改正では事業機関として全国連合会の設立を認め、從来の生産組合を利用組合と改称した。しかし、信用事業に限つて信用組合全国連合会の設立は認めなかつた。このことは金融機関としては極めて近い将来に中央金庫のような組織をつくることを目論んでいたからで、やがて大正十二年四月六日に産業組合中央金庫法が制定され、大正十五年には利用組合の設備に対して員外利用を認める等、組合法の改正は産業組合発展の拠りどころとなつて行つた。

◎第一次改正（明治三十九年四月十八日）

- ① 信用組合の他事業兼営を認める
- ② 総会に代る総代会制度を認める
- ③ 組合員脱退の際ににおける持分払戻方法に修正を加えた
- ④ 登記手続を簡便なものにした

◎ 第二次改正（明治四十二年四月八日）

- ① 信用組合に予約加入制度を認める

② 購買組合に購買品の加工をなすことを認める

③ 産業組合連合会の制度を認める

④ 産業組合中央会の法認

⑤ 登録税の軽減

◎ 第三次改正（大正六年七月三十日）

- ① 信用組合の事業拡張

② 市街地信用組合の制度を認める

③ 生産組合の事業拡張

④ 出資口数は原則として三十口以内とする

⑤ 農業倉庫業經營を認める

◎ 第四次改正（大正十年四月十一日）

- ① 産業組合の全国連合会を認める、但し信用組合連合会全国連合会は認めない

② 生産組合を利用組合と改称し、その事業を拡張する

③ 購買組合に自己生産を認める

◎ 第五次改正（大正十二年四月五日）

- ① 産業組合中央金庫法公布に伴い信用組合連合会との事業を定める

（註一大正十二年二月三日、産業組合中央会で産業組合中央金庫設立に関して建議、四月六日産業組合中央金庫法公布、翌十三年三月一日に金庫の業務を開始している）

◎ 第六次改正（大正十五年四月六日）

- ① 利用組合に組合員外利用を認める

② 住宅用地取得に伴う地方税の免除

⑧ 事業分量に対してなす配当金に出資払込前の現金配当を認める

◎ 第七次改正（昭和七年九月六日）

- ① 責任組織を保証及び無限責任の二種とする（連合会は保証責任だけ）

② 法人は原則として組合員たり得ない、然し農事実行組合、養蚕実行組合及び特定の法人は加入出来ることにした

③ 組合は組合員より過怠金がとれる

④ 購買組合連合会は各種の組合又は連合会を以て組織出来る

◎ 第八次改正（昭和十一年五月二十六日）

① 蚕糸業組合法の改正に伴い条文整備

◎ 第九次改正（昭和十五年三月二十九日）

① 恩給金庫法改正に伴う改正

② 法人税を課す

◎ 第十次改正（昭和十八年三月十日）

- ① 産業組合中央会に関する規定を削除する

政府の産組保護政策で 全國に産組網

政府の保護、奨励と、農村が組合の組織を必要としたため、明治三十三年末の産業組合法実施の年から大正元年末まで、十三年間の産業組合数は次のよう、明治三十三年末、僅か二十一の組合に過ぎなかつたものが、信用組合の他事業兼営が認められた三十九年末には一躍、一、六七一組合に増加し、大正元年末には九、六八三組合となつた。

產業組合數

業種別では信用組合の二、六七三組合を最多として、信、購の一、九九五組合、信、販、購の一、九四八組合がこれに続き、信、販、購、生産の四種兼営組合の九三八、少いのは信、購、生組合の三八、購、生組合の四四、信、販、生組合の四五となつてゐる。

組合員数が一組合平均九十六人だから、大正二年十月末現在の組合数一〇、三五一では、組合員総数九十二万九千五百余人となる。一組合員の家族を五人として、約百五十四万七千八百余人が組合に関係することになり、当時のわが国の人口からは二百二十人につき、関係者一人の割合となる盛況であった。

次に各府県別組合数（大正二年十二月末現在）は最多が兵庫県の七〇五組合で、東北六県では福島県三三五、岩手県二六〇山形県一九七、宮城県一九一、青森県一六五、秋田県一二一組合で、山形県は才三位であったが山形県の業種別では

山形県の業種別

- ◎信用組合七九 ◎販売一二 ◎購買三 ◎生産二 ◎販売、購買二
- ◎販売、生産五 ◎販売、購買、生産三 ◎信用、販売二 ◎信用、購買五八 ◎信用、生産一 ◎信用、販売、購買一三 ◎信用、販売、購買四 ◎信用、購買、生産一 ◎信、販、購、生一二 組合と合計一九

七組合で、大正二年末の連合会組織は全然なかつた。

山形県の連合会はこの年から十年後の大正十年（一九二一年）保証責任山形県信用組合連合会が創立され、さらに六年おくれて昭和二年（一九二七年）三月、保証責任山形県購買組合連合会が設立された。

第一次産組法改正で

中央会が生れる

明治四十二年の産業組合法才二回改正で認められた産業組合中央会は、明治三十八年三月一日設立の「大日本産業組合中央会」を前身とするものであつた。

平田東助氏等は産業組合法発足以来の実状を見て、急速に組合の設立、運用を民間に教育、指導するとともに官庁に対しても

組合側の意向を伝える機関としての中央団体が必要となり、明治三十八年二月二十二日、平田氏をはじめ加納久宜氏、大藏、内務、農商務省の局課長が東京市麹町区の富士見軒で、指導機関設立の協議会を開いた。この会議はそのまま「大日本産業組合中央会」設立の才一回会合となり、会頭に平田東助、副会頭に加納久宜の両氏を推し、事実上、この日を以て、この中央会は設立、発足したのであつた。

三十八年十月十一日には全国に下部組織を設けるための支会規定をつくり、各府県に中央会支会を設けたが、その支会の数も明治四十二年、産業組合法の改正で、改組されるまで、全国に二十九県の支会がつくられた。

才二回の産業組合法改正で、この大日本産業組合中央会は「産業組合中央会」という法團体に改組されて、翌四十三年一月十二日には設立登記をすませ、改めて平田氏が初代会頭に、加納、小松原の二氏が副会頭にすわつた。

購買、販売事業も行う

大正十四年には組合運動の普及ために、雑誌「家の光」を発行したが、中央会は事業機関であることも認められ、物資、金融の仲介、あっせん事業もやつた時代があつた。

産業組合および府県連合会に対しての資金仲介は大正二年から中央金庫が設立される大正十二年まで続いて行われた、金融あっせん事業を中央会が行なつたことは、産業組合が中央金庫を必要とした証拠であつて、政府が中央金庫を設立するまでの

試験的な金融あっせんを中央会に行わせたと見るべきであつた。

また中央会の購買、販売の仲介、あっせん事業は大正三年から開始し、大阪にも出張所を置いて、肥料、その他の物資の仲介をやつた。その中で肥料の仲介量は非常に活発で、大正十二年には百六十三万円にも達した、これらの事業は当時の時流に投じたものと云えるが、大正十二年に設立された全国購買組合連合会は、この中央会が行つた購買事業の実績をもらい、中央会を母体として生れたものである。

明治四十二年に行われた産業組合法の改正で連合会の設立を認めると、まず東京府信用購買販売組合連合会が最初に名乗りを上げたのに続いて、翌四十三年中に十三の連合会が設立され然し、これらの連合会も、産業組合の地域主義、同じ県内でも産業組合発達の濃度を異にしていたこと、あるいは、産業の発展にその当時の郡が重要な役割りを演じていた等の理由から、その多くが郡単位であったが、其後、郡制廃止、産業組合の普及、全体的相互活動が益々必要になつて来たこと、特に大正九年の経済恐慌を機会に次第に郡区域の連合会が整理され、消滅してしまい、県単位の連合会組織に移つて行つた。このような情勢の中で、山形県信用組合連合会が発足したのは大正十一年三月であり、山形県購買組合連合会はさらに六年おくれて、昭和二年三月に設立された。

大正十一年（一九二二年）の秋は才二次恐慌の襲来であるが山形県信用組合連合会は才一次恐慌の翌、十年（一九二一年）三月十九日、荒れ狂う恐慌の中にもがき苦しむ県下農民の呻きの声の中に誕生したのである。

明治四十二年四月の産業組合法才二次改正で連合会の制度を認められてから十余年後の大正九年四月開催の山形県産業組合大会は全農民が経済恐慌に対処する強力な信用事業連合会設立を要望する「県信用組合連合会の早急設立促進決議」となり、出席した組合代表は直ちに江口勝之助氏（東置賜郡犬川村）をはじめとした発起人を選んで、設立計画を具体化した。顔ぶれは江口勝之助（犬川信購販組合）、石岡興市（赤湯信購販組合）、金子要太（勧進代信購組合）、鈴木甚六（江俣信用組合）、荻野清太郎（高柳村信用組合）、国井門三郎（高松信用組合）、斎藤元修（松嶺信用組合）、藤塚長治（庭田信購販生組合）、佐藤多治郎（藤島信用組合）、樋口長吉（朝日信購販組合）、伊藤忠（柏倉信購組合）、遠藤甚兵衛（金井村信用組合）、武田健（高屋信用組合）、阿部与三郎（西五百川信用組合）、鈴木嘉蔵（白岩信用組合）、大泉豊雄（月布信用組合）、大竹国治（和合信用組合）、高橋多田治（東宮行啓記念、袖崎村信販購生組合）、太田直右（工門大和信用組合）、奥山良平（狩川信用組合）、佐藤力藏（西郷信販購組合）、小池新太郎（米沢信用組合）、戸田虎雄（米沢織物信用組合）、長南芳吉（立谷沢信用組合）、金田久吉（蚕桑信用組合）、油井藤吉（上郷信販購生組合）、貝沼孝策（玉庭信購組合）、内藤栄吉（窪田信販購組合）、横山孫助（長井信販購組合）、佐々木宇右工門（成田信用組合）

山形県信用組合連合会誕生

信連設立代表となつた

江口勝之助氏



年に才十七代目の県会議長、大正四年三月大隈重信内閣の手で行った総選挙に郡部選挙区から立候補し、最高点で代議士に当選している、戸田氏はその頃の米沢市会議長で、米沢信用組合を經營するかたわら両羽、

山形貯蓄銀行の重役、

県信連の実現は全農民が渴望のものであつたために設立準備がトントン拍子に進み大正十年三月十九日に依田銈次郎県知事から設立認可をもらうとすぐ、保証責任「山形県信用組合連合会」が県庁の一角、農務課の片すみに誕生、同年四月十五日の才一回総会で最初の理事、監事を選び、戸田虎雄会長、遠藤甚兵衛（東村山郡金井村）専務理事が選ばれた。

○会長・田虎雄・専務理事・遠藤甚兵衛・理事・横山孫助(西置賜郡長井町)、内藤栄吉(南置賜郡窪田村)、江口勝之助(犬川)、伊藤忠(柏倉門伝)、土田嘉右門(大和) ○監事・斎藤元修(飽海郡松嶺町)、国井門三郎(高松)、荻野清太郎(東村山郡高柳村)

なにしろ、県庁の片すみに間借りして発足したので、職員も県農務課産業組合係りの篠原吉次郎主事補が県庁の仕事をと、連合会の仕事を同じ室の中で使い分けする、かけ持ち職員ただ一人であった。翌十一年一月になって県の同僚である栗原喜内氏が、県庁をやめて正式に信連の職員となつて入つて来るまで、篠原団託の八面六びの動きが遠藤専務を助けた、この篠原氏は

信連設立の立役者 篠原吉次郎氏



栗原喜内氏
(新事務所に居を移して頑張つた)

		年度別区分		組合数属		口出 数資		総出 額資		出資込済		諸積立 金		貯金残	
大正	一〇年	末	金	西	口	六、〇〇〇	円	六、八〇〇	円	一	円	一七、〇〇〇	円	三、西六	元
一	一年	六	金	西	口	七、七〇〇	円	一七、七〇〇	円	九	円	一七、〇〇〇	円	三、西六	元
二	二年	三	金	西	口	七、七〇〇	円	一七、七〇〇	円	九	円	一七、〇〇〇	円	三、西六	元
三	三年	三	金	西	口	七、七〇〇	円	一七、七〇〇	円	九	円	一七、〇〇〇	円	三、西六	元
四	四年	七	金	西	口	七、七〇〇	円	一七、七〇〇	円	九	円	一七、〇〇〇	円	三、西六	元
五	五年	七	金	西	口	七、七〇〇	円	一七、七〇〇	円	九	円	一七、〇〇〇	円	三、西六	元

末の所属組合数は八五に増加し、出資口数も三四〇口、出資総額六万八千円（内、払込済六八〇〇円）となつた。さらに昭和四年から十八年々末の県農業会発足まで十五年間の県信存続中の貯金、貸出金残高は次のような数字を示した。

		貯 金 <small>千円</small>	貸 出 金 <small>千円</small>
昭和四年	六月末 十二月末	三七五	一、九一二
昭和五年	六月末 十二月末	四八九	一、四一六
昭和六年	六月末 十二月末	五六一	一、八八八
昭和七年	六月末 十二月末	五六四	一、六二五
昭和八年	六月末 十二月末	九八八	一、七〇〇
昭和九年	六月末 十二月末	一、〇九五	一、九二九
昭和十年	六月末 十二月末	一、七三九	一、〇七三
昭和十一年	六月末 十二月末	一、七九一	一、八八六
昭和十二年	六月末 十二月末	一、二八三	一、八八六
昭和十三年	六月末 十二月末	一、五六二	一、八八六
昭和十四年	六月末 十二月末	二、九九六	二、九三三
昭和十五年	六月末 十二月末	六、三六八	三、九四二
昭和十六年	六月末 十二月末	一三、四八六	三、四九八
昭和十七年	六月末 十二月末	一〇、五七五	二、五五〇
昭和十八年	六月末 十二月末	二四、六四〇	二、〇〇五
昭和十九年	六月末 十二月末	四四、八一三	三、七五三
昭和二十年	六月末 十二月末	七六、六〇六	二、七三六

加入組合数も昭和八年に二二三組合、十二年には二三三八組合と、県下の全組合を信連の傘下におさめた。

その間の役員の動きとしては初代会長戸田虎雄、専務理事遠藤甚兵衛氏の組合せが大正十四年九月には戸田会長、篠原吉次郎専務と変り、昭和九年、この二人が退職して、その後釜に理事会の意向は種々の難問題解決と、事業の性格上、絶対大物を選ぶという建前から東置賜郡屋代村の長谷川平五郎氏を会長に、東村山郡豊田村の柏倉九左工門氏（当時、信弥氏）を専務理事ときめて、長谷川氏を説いたが、氏の承諾を得られず、会長欠員のまま柏倉専務理事が出現した。しかし、支邦事変の拡大とともに柏倉専務も応召となつたので、昭和十一年七月十七

日、県購販連会長高橋辰二氏の信連会長引っぱり出しに成功、高橋氏は県購販連会長兼務で信連会長となり、十二年五月、専務理事に寒河江の小松政治氏を



断郎
任平
就川
長谷
会長代
連た屋
信つ氏

の県農業会が発足するまでくり返えされ、役員には山木武夫（新堀）、渋谷勇夫（北平田）、高嶋清五郎（山形）、高橋広吉（元米沢市長）、大沼政吉（米沢）、鈴木市三郎（山形市橋山）、今野惣次郎（東根市東郷）らが就任した。

一方、職員には会の設立前から関係し、後で専務理事となつた篠原吉次郎氏は別として、設立の翌年、大正十一年一月採用の栗原喜内氏、大正十三年九月の柏倉信弥氏（後の九左衛門氏）、昭和二年五月になって横山賢恵氏が入った。五年八月には寒河江正雄氏、八年には板垣庸一、若木秀雄氏、翌九年六月、原田繼雄氏とつづいた。

十一年七月になると村山周三郎氏（北支の戦線で戦死）、同年十一月、赤湯出張所が開設されて、寒河江所長赴任と同時に伊藤吉之助氏が同所勤務で採用された、十二年には長岡重司氏、一しょになり、それに置賜病院経営のために利用事業を加えた県信用、販売、購買、利用組合連合会が出来たが、それを前に

務理事に寒河江の小松政治氏を務め、柏倉氏は常務理事に移り応召のまま、信連との関係をつづけた。

高橋会長は昭和十八年十二月

が、この仕事を担当するために十七年十月に佐藤亮氏が採用となつたなど、現在の県信連主要メンバーのほとんどがこの当時統々、信連職員となつた。

戸田虎雄氏は明治十一年（一八七八年）八月三十日に米沢市花沢片町、小林朝之助氏の次男として出生、十四才で戸田虎之助氏の養子となつた。米沢中学校を卒業後機業家を志し、県立工業学校専修科に入学して、そのかたわら、同市玉庭町千坂高節について機業を見習い、明治三十二年から四十五年まで機業を自営した。



長
雄
氏
連
初
代
会
信
戶

米沢市会議員として大正六年六月十日には市会議長に選ばれ大正十年六月まで四年間米沢市政に活躍、昭和七年二月二十日犬養政友会内閣が行つた総選舉に出馬、代議士に當選した。大正二年十一月には米沢商業銀行を創設、頭取となり、その後大正七年一月二十日、米沢信用組合理事、同年日本綱撫（株）取締役、同年両羽銀行監査役、同年八月山形電気取締役、同年山形貯蓄銀行取締役、同十三年七月二十日両羽銀行取締役（昭和二十年十月二十五日まで）、同十五年三月二十日米沢信用組合長、昭和二年五月日本綱撫から分離したオニ綱撫取締役、昭和九年一月オニ綱撫取締役社長（現在の東北撫系）

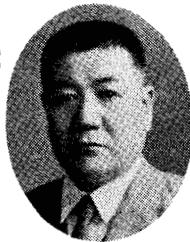
と、イスについたが、氏の主な活動は金融方面におかれ、大

正十年四月には東置賜郡犬川村の江口勝之助氏等が農村金融機関として設立させた山形県信用組合連合会の初代会長に推され高橋辰二会長出現までの十余年間を苦労しつづけ、昭和十四年六月、中風症で倒れるまで県南金融界の大御所として存在、昭和二十一年三月六日、六十九才で死去した。また、柏倉九左工門氏に次いで専務理事となつた小松政治氏は明治十八年（一八八五年）八月八日寒河江市大字寒河江丙四一二に生れ、大正十一年九月、寒河江産業組合を設立したが、組合長理事として昭和七年八月に独立事務所を設けるまで、満十ヶ年も氏の自宅を組合事務所に無償提供した。

十二年五月には県信用組合連合会専務理事に就任、県購買連専務理事吉松正彦氏とともに昭和十八年十二月、農業団体統合

小松政治専務理事（産組の大先輩で優良組合長、昭和十四年九月二十五日の県議選に産組代表として無所属候補したが敗れた。この写真は五十七才、信連専務理事時代のもの）

十二年五月には県信用組合連合会専務理事に就任、県購買連専務理事吉松正彦氏とともに昭和十八年十二月、農業団体統合



県信連、新事務所買収

県信連は大正十五年（昭和元年）五月に県庁の間借りから山形市香澄町木の実小路二九九の一（七日町新道と呼ばれている）の新事務所を買いとり移転した。農業界、一方の勢力、県農会は既に県庁の西南に鉄筋コンクリート三階建、当時としては堂々たる「県農業会館」を新築し、信連理事会でも建物探しにかかり、さがし当てたのが七日町新道の土地、建物であった。

この宅地面積三百六十三坪〇三、建物は木造二階建、百八十坪五合二で、まことに格好の事務所向き、その昔、山形税務署であったこともあり、その後、県物産陳列場、音山病院と変って、信連が買いうけた当時は米沢市木挽町三九五九歌丸紀一郎氏が持主であった。買収価格は宅地二万円、建物六千百六十円八十五枚、しめて二万六千百余円で歌丸氏と売買取引きが成立十四年十一月二十五日の臨時総会で買収をきめ、翌大正十五年五月二十五日からこの新事務所に「山形県信用組合連合会」の大看板をかかげた。

この県信連事務所は山形県購買組合連合会（会長、青木源三郎氏）が昭和二年三月に設立されると、同会も此處に同居し、県信連、県購連の同族、二枚看板がお目見えしたが、十七年十二月になると、時局の要請と、かねての念願通りに両連合会が一つになって「山形県信用、販売、購買、利用組合連合会」が発足して、その新団体の事務所となつた。間もなく山形市七日

六年三月三十日、六十六才で死去した。

町大字東前六一〇ノ三、旧県物産陳列館の建物に引越しまでの十八年間、県産組陣営の総元締となつた、その後、この建物は

昭和十八年十

業組合が生れて行つた。まず郡別にした数字を示すと、（いづれも昭和二年七月一日現在）組合総数二九五、設置町村数一七一、未設置町村数五五で

二月に各種農業団体が統合

未設置 町村数

一七

一

五、六

—

— 1 —

五
力

一四五

五五

卷八

九
古

村上

合

卷五

村越

となっており、地域的には村山地方が庄内地方よりも組合づくりが早かった。

昭和二年当時の産業組合

の全貌

合連合会の手で買いもどされ、現在(昭和三十五年)では県信連から森林関係団体に貸与して、事務所として使用されている。



県庁の間借り事務所から大正十五年五月山形市七
日町新道の新事務所に引越した
(ここには県購買連も同居し二枚看板で県下全組
合の本陣となつた)

して山形県農業会が強制発足するともに、県農業会の財産となり、さらに終戦後の二十三年に亘る昔の持ち主、県信連の後をいである県信連の後を

信用組合（飽海郡松嶺町本町）、大井沢村信用組合（西村山郡大井沢村）、本郷村信用組合（西村山郡本郷村大字堂屋敷）、月布信用組合（西村山郡本郷村月布）、高松信用販売組合（西村山郡高松村八鉢）の五組合と、合計十一組合もかぞえられた。

三十年代に発足した組合には、右の十一組合のほかに明治三十九年設立の新堀信用組合（東田川郡新堀村）があるが、七年後の四十三年に解散してしまって、昭和三年三月二日に落野目信用組合（山木武夫組合長）として再出発しているので、昭和二年現在の「表」には存在していない。また産業組合法が出来る前の明治二十六年に発足し、全国的にも名を売った小松才一信用組合は明治三十九年に合資会社に組織変えて、四十三年に姿を消し、同じ二十六年設立の糠野目信用組合も明治三十二年に消滅してしまっている。なお、産業組合法によって設立した古い組合でこの「表」にのらないで解散したものは明治四十二年設立の東村山郡山寺信用組合、鈴川信用購買組合、四十四年設立の東村山郡山辺町、羽前利用販売組合、四十一年の東田川郡大泉村、大泉信用組合、又大正年代だけの組合には東村山郡明治村、中野目信用購買組合（大正二年六月九日設立認可）、東置賜郡小松町、萩野信用購買組合（大正元年十二月十六日同）、東置賜郡上郷村、竹井信用購買利用組合（大正三年九月三十日同）、同郡同村大字浅川、上郷信用販売購買組合（大正七年三月三十日同）、同郡同村大字長手、長手信用購買販売組合（大正八年九月九日同）の各組合が大正から昭和元年の改元を待たずして組合の歴史を閉じてしまっている。

組合形態を見ると、有限責任が大部分で、無限責任、保証責任は数組合にすぎない。出資一口金額の最高は県信連の二百円で、多くは十円から二、三十円止り、西置賜郡白鷹村の桂信用購買組合の五円が最少である。

事業年度もバラバラで、設立の古い組合は一月から十二月までの暦年度を採用したし、新しい組合の全部が、会計年度（四月と三月）を使用した。事業区域の理想とした一村一組合が県のあっせんで出来たのは昭和八年（一九三三年）以後のことである。それまでは一村に部落毎に數組合が乱立したものである。例えば東山郡金井村には村全域を区域とした金井村信用組合をはじめ、鮎洗部落を区域の鮎洗信用組合、江俣を区域とした江俣信、販、購、利用組合、吉野宿の吉野宿信用組合、内表の内表信用組合、陣場信用組合と、実に六組合が設立、経営されたものである。

この例は他の地域、町村にも見られたもので、監督官庁、指導機関の勧説、統合あっせんと、組合自体の経済的行づまりとともに、自然整理されて、解散するか、又は統合して新名称の一組合が発足する一方、組合未設置町村が次第に解消して、その後続々有力な新組合が設立されて行った。

山形県
形市

○印産業組合中央会員 ○印産業組合中央会表彰組合

文会表彰組合

名	事務所々	在地	区域	設立許可年月日	出資一円金額
○保証責任山形県信用組合連合会	山形県	山形市	大正一〇・三一九	二〇〇円	○
山形県購買組合連合会	山形市	山形市	昭和二・三一四	五〇円	○
山形銅鉄器信用購買組合	山形市	山形市	明治四五・七・二六	一〇円	○
山形漆器信用、販売、購買生産組合	山形市	山形市	大正七・七・二三	一〇円	○
山形建築信用購買利用組合	山形市	山形市	九一・二・二三	五〇円	○
山形市北部信用購買組合	山形市	山形市	一〇・三一七	二〇〇円	○
千歳信用購買組合	山形市	山形市	一一・六・二四	一〇円	○
山形市信用組合	山形市	山形市	六一四	三〇円	○
○	○	○	○	○	○
(主)香澄町木実小路二九九 (従)東田川郡余目町大字余目字三人谷地	香澄町	木实小路二九九ノ一	香澄町木实小路二九九ノ一	香澄町木实小路二九九ノ一	○
銅町一六六	銅町	一六六	銅町一六六	銅町一六六	○
香澄町字小篠三一	香澄町	字小篠三一	香澄町字小篠三一	香澄町字小篠三一	○
旅籠町三一九	旅籠町	三一九	旅籠町三一九	旅籠町三一九	○
宮町三〇一	宮町	三〇一	宮町三〇一	宮町三〇一	○
旅籠町三〇一	旅籠町	三〇一	旅籠町三〇一	旅籠町三〇一	○
七日町四五〇	七日町	四五〇	七日町四五〇	七日町四五〇	○
○	○	○	○	○	○
字小川白川	山形市外八ヶ村	皆川町	山形市小白川鈴川村	山形市小白川鈴川村	○
大	大	大	大	大	○
タタタタ	タタタタ	タタタタ	タタタタ	タタタタ	○

○東
村
山
郡

金井村大字志戸田三四六
大郷村大字見崎一七
明治村大字灰塚三八
高櫛村大字高櫛北二、二〇二一
鈴川村大字上山家三四
長崎町大字達摩寺六〇
大曾根村大字上反田二六
千歳村大字長町四三七
相模村大字要害九三四
豊田村大字金沢一一〇
豊田村大字金沢字岩谷一、一五二
金井村大字鮎洗一七四
豊田村大字柳沢一八三
千歳村大字落合一、六九七
大寺村大字大寺五九三
作谷沢大字畠谷三六
大曾根村大字芳沢一
出羽村大字七浦七
金井村大字江俣四五
中村大字大蕨一一七
山寺村大字山寺字上荒谷七、九二六
寺津村大字藤内新田三一
津山村大字山元一、七六一
高櫛村大字長岡一六
大郷村大字船町一八三
長崎町大字長崎一五七ノ二

◎○有 限責任	月布信用組合
△○無 限責任	高松信用販売組合
○○無 限責任	金谷信用購買組合
○○無 限責任	柴橋信用組合
○○無 限責任	大谷村信用組合
○○無 限責任	溝延村信用組合
○○有 限責任	東宮行啓記念橋上信用組合
○○保 証責任	西五百川信用購買組合
○○保 証責任	和合信用組合
○○無 限責任	平塙信用組合
△○保 証責任	中郷信用組合
△○保 証責任	東部信用組合
△○保 証責任	小見信用組合
○○有 限責任	下芦沢信用購買組合
○○無 限責任	本楯信用購買利用組合
△○保 証責任	白岩信用組合
△○保 証責任	本導寺信用組合
○○有 限責任	谷地購買販売組合
○○無 限責任	西村山郡木工品生購販組合
○○無 限責任	小山信用販売購買組合
○○有 限責任	前田沢信用購買組合
○○無 限責任	寒河江信用購買利用組合
○○無 限責任	北谷地信用組合
○○無 限責任	寒河江信用購買利用組合
○○無 限責任	北谷地村大字八鍬字郷目七九七
○○無 限責任	高松村大字日和田五六四ノ乙
○○無 限責任	醸醐村大字日和田二八
○○無 限責任	北谷地村大字吉田字馬場三七二ノ一
○○無 限責任	寒河江町大字乙一九一
○○無 限責任	寒河江町大字入間字小山一、六三八
○○無 限責任	東五百川村大字宮宿一八七
○○無 限責任	寒河江町大字乙一九一
○○無 限責任	寒河江町大字甲二八
○○無 限責任	寒河江町大字丙四一二

本郷村大字月布二二	柴橋村大字松川二七	柴橋村大字松川二七	柴橋村大字松川二七	柴橋村大字松川二七
高松村大字八鍬字郷目七九七	大谷村大字タ一、四九〇	大谷村大字タ一、四九〇	大谷村大字タ一、四九〇	大谷村大字タ一、四九〇
高松信用販売組合	西五百川村大字常盤三一三三	東五百川村大字和合三七	東五百川村大字和合三七	東五百川村大字和合三七
金谷信用購買組合	西五百川村大字常盤三一三三	柴橋村大字平塙一	柴橋村大字平塙一	柴橋村大字平塙一
柴橋信用組合	西五百川村大字常盤三一三三	本郷村大字中郷九七八	本郷村大字中郷九七八	本郷村大字中郷九七八
大谷村信用組合	西五百川村大字常盤三一三三	本郷村大字本郷丙六〇	本郷村大字本郷丙六〇	本郷村大字本郷丙六〇
溝延村信用組合	西五百川村大字常盤三一三三	左沢町大字小見二〇三	左沢町大字小見二〇三	左沢町大字小見二〇三
東宮行啓記念橋上信用組合	西五百川村大字常盤三一三三	東五百川村大字下芦沢二八六	東五百川村大字下芦沢二八六	東五百川村大字下芦沢二八六
西五百川信用購買組合	西五百川村大字常盤三一三三	寒河江町大字タ一九一	寒河江町大字タ一九一	寒河江町大字タ一九一
和合信用組合	西五百川村大字常盤三一三三	白岩町大字同一四一	白岩町大字同一四一	白岩町大字同一四一
平塙信用組合	西五百川村大字常盤三一三三	本導寺村大字タ七三	本導寺村大字タ七三	本導寺村大字タ七三
中郷信用組合	西五百川村大字常盤三一三三	谷地町二ノ二三三五	谷地町二ノ二三三五	谷地町二ノ二三三五
東部信用組合	西五百川村大字常盤三一三三	寒河江町大字乙一九一	寒河江町大字乙一九一	寒河江町大字乙一九一
小見信用組合	西五百川村大字常盤三一三三	寒河江町大字甲二八	寒河江町大字甲二八	寒河江町大字甲二八
本楯信用組合	西五百川村大字常盤三一三三	寒河江町大字丙四一二	寒河江町大字丙四一二	寒河江町大字丙四一二

大字橋上外二大字	溝延村	大字高屋	大字松川	大字柴橋
西五百川村	大字和合	大字平塙	大字中郷	大字本郷
西五百川村	西五百川村	西五百川村	西五百川村	西五百川村
西五百川村	西五百川村	西五百川村	西五百川村	西五百川村
西五百川村	西五百川村	西五百川村	西五百川村	西五百川村

正	正	正	正	正
三九一	三九一	三九一	三九一	三九一
四二一	四二一	四二一	四二一	四二一
一二一	一二一	一二一	一二一	一二一
〇	〇	〇	〇	〇

円	円	円	円	円
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

○保証責任 最上物産販売購買利用組合

新庄町十日町二五〇

最上郡

タ 二・五・九

二〇円

○米沢市

責
米沢信用組合

山上信用購買組合

米沢織物信用組合

米沢建築信用購買組合

米沢販売購買利用組合

米沢養蚕信用購買販売組合

米沢養兔信用購買販賣組合

館山信用販賣購買組合

米沢園芸購買販賣組合

金池信用組合

米沢市場利用販賣組合

米沢織物製造信用販賣購買組合

有限責任
保証責任

元細工町三、三三八
山上通町二、四九一
米沢市大町九八六
大町九一一
住ノ江町一、八六二
門東町下ノ丁三、〇二五
館山上横町六、五〇七
館山一、〇九五
門東町下ノ丁三、〇二五
館山三十軒町六、三七九
木挽町三九四六
門東町下ノ丁二、九九一
南町五六四

米沢市外十ヶ村
山上通町外二大字
一市二郡

明治四一・一二・二六
四五・一一六
五〇円

二〇円

米沢市
米沢市、南置賜郡

大正六八一
一五・一
一〇円

米沢市
米沢市外六大字
三沢村及び広幡村、

一五・一
一五・一
一〇円

米沢市
米沢市外二郡

一五・一
一五・一
一〇円

米沢市
米沢市外三ヶ村

一五・一
一五・一
一〇円

米沢市外三ヶ村
米沢市外二郡
三沢村及び広幡村、

明治四一・一二・二六
四五・一一六
五〇円

二〇円

○南置賜郡

責
玉庭信用購買組合

万世村信用販賣購買組合

南原信用購買組合

関信用購買組合

成島信用組合

六郷信用購買利用組合

窟田信用販賣利用組合

小野川信用組合

玉庭村大字タ四、九八二
万世村大字梓山六三八
南原村大字猪苗代町二、九一〇
南原村大字立石九六五
南原村大字成島二三三〇
六郷村大字一漆二二七
窟田村大字タ五九五
三沢村大字小野川二、四三六
山上村大字闇根二四、一二〇

玉庭村
万世村
南原村の内、七大字
大字関外二大字
大字成島

明治四一・一二・二六
四五・一一六
一五・一
一五・一
一一二九

二〇円

○保証責任 最上物産販売購買利用組合

新庄町十日町二五〇

最上郡

タ 二・五・九

二〇円

○西置賜郡

中川信用購買組合	中川村大字元中山一四六
中郡村信用購買販売利用組合	中郡村大字掘金二、四三九
吉島信用購買組合	吉島村大字洲島一〇二
宮内信用利用組合	宮内町一、〇〇四ノ一
糠野目信用販売購買組合	糠野目村大字福沢四一八
龜岡信用販売購買組合	龜岡村大字タニミナシ七

○保証責任	成田信用組合
有限責任	桂信用購買組合
	勸進代信用購買組合
	滝野信用購買組合
○有限責任	朝日信用購買販売組合
	草岡信用購買組合
	長井信用販売購買組合
白鷹信用組合	白鷹信用購買組合
東根信用購買組合	東根信用販売購買組合
荒砥信用購買販売組合	荒砥信用購買販売組合
蚕桑信用組合	蚕桑信用購買組合
豊川信用購買組合	豊川信用購買組合
豊原信用購買組合	豊原信用購買組合
川原沢信用購買組合	川原沢信用購買組合
北小国村信用購買販売利用組合	北小国村信用購買販売利用組合
高玉信用販売購買組合	高玉信用販売購買組合

長井村大字成田一、六〇三
 白鷹村大字中山一、八六六
 西根村大字勧進代一、六六〇
 白鷹村大字滝野一、〇七四
 鮎貝村大字深山二、〇五八
 西根村大字草岡一、四三四
 白鷹村大字萩野二、二四六
 長井町大字宮一、一九六
 豊田村大字時庭一、〇三五
 東根村大字浅立一八三
 荒砥町大字石那田一、〇四四
 蚕桑村大字横田尻六、七〇六
 豊川村大字手の子一、四七五
 豊原村大字萩生一三五〇
 西根村大字川原沢五五〇
 津川村大字白子沢四四三
 蚕桑村大字山口二、九五七
 北小国村大字舟渡二九八
 蚕桑村大字高玉六九七

長井村
 大字中山
 大字滝野
 大字萩野
 長井町
 鮎貝村
 大字草岡
 大字萩野
 豊田村外二ヶ村
 東根村
 荒砥町
 豊田村
 豊原村
 蚕桑村
 豊川村
 大字津川
 大字山口
 大字川原沢
 大字高玉

中川村
 吉島村
 中郡村
 宮内町漆山村
 糠野目村
 龜岡村

明治四二・一二一	一二・八
四三・六・九一	二二・二
四五・四・四	二三・一
三四・二八	二一・二
四一・四	一九・六
一四・一	一七・九
一九・一	一〇・八
二一・一	一五・五
二二・一	五・五
二三・一	五・五
二四・一	二〇・九
二五・一	二〇・八

二〇円	三〇円
五〇円	二〇円
一〇円	一〇円
二〇円	二〇円
五〇円	五〇円
一〇円	一〇円
二〇円	二〇円
五〇円	五〇円
一〇円	一〇円
二〇円	二〇円

明治四二・一二一	一二・八
四三・六・九一	二二・二
四五・四・四	二三・一
三四・二八	二一・二
四一・四	一九・六
一九・一	一〇・八
二一・一	一五・五
二二・一	五・五
二三・一	五・五
二四・一	二〇・九
二五・一	二〇・八

二〇円	三〇円
五〇円	二〇円
一〇円	一〇円
二〇円	二〇円
五〇円	五〇円
一〇円	一〇円
二〇円	二〇円
五〇円	五〇円
一〇円	一〇円
二〇円	二〇円

○飽海郡

全国団体相次いで誕生

大正十二年設立の産業組合中央金庫

産業組合中央金庫（後に農林中央金庫と改称）の設立認可は大正十二年（一九二三年）十月三十日であるが、話題はさらに十八年前にさかのぼる。

明治三十九年に東京で開催された才二回産業組合役員協議会即ち全国産業組合大会で、当時の産業組合中央会副会頭加納久

宜子爵は産業組合金融の全国的中枢機関の必要を力説し、中金設立を期するとの大会決議を行った。その後中金設立要望は明治四十二年から連続、産組大会で決議し、大正七年五月には平田中央会会頭は「産業組合中央銀行設立」に関する意見書と具体案とを農商、大蔵両大臣に上申したが、政府を動かすまでには至らなかつた。

銀行合併に伴った金融制度の整備案としても、産業組合法とは別個に中央金庫を設立する意向がはつきりして來たので、大正十二年の才四十六議会には各政党から農村振興に関する建議案が出され、政友会から中央金庫法案を衆議院に提出した。

この法案は同年二月二十日に上程され、政友会総務横田千之助氏が提案理由を説明し、修正の上、貴、衆両院を通過、四月六日に「産業組合中央金庫法」が制定されたのであった。

資本金は設立当初、三千万円で、その半額、一千五百万円が政府出資、残半額を産業組合、同連合会が出資して、大正十三年三月一日から業務を開始、初代理事長には岡本英太郎氏が就任した。さらに昭和十八年三月には森林組合、同連合会、水産団体、市街地信用組合等も加え、資本金を五千万円に増加し、名称を「農林中央金庫」と改めたのである。

金庫がその存在を知られたのは昭和二年からの金融恐慌の際の活動であつて、渡辺銀行の破たんに端を発した金融動乱が台湾銀行問題で再燃し、全国各地に銀行休業が続出し、金庫に預金していた産業組合は非常な不安状態に陥り、金庫に対して預金払戻し、新規貸出しの要求が殺到したが、金庫は充分な資金準備をして、所属組合を救援した。

昭和五、六年以後のいわゆる昭和農業恐慌はさらに当時世界各國を風びした不景気に加えて金輸出解禁によつて物価は低落し、農家の収入は激減する一方で、その窮乏は實に深刻を極め、産業組合も次のように貯金は減少し、貸付は固定し、回収不能となつて資金は枯渇し、貯金の支払いにすら支障を來たし

てしまつた。

全国産業組合資金状況（単位百万円）

	貯 金	貸 付 金	借 入 金
昭和四年末	一、〇九二	九〇五	二〇四
同 五年末	一、〇八四	九八八	二四四
同 六年末	一、〇六三	一、〇一五	二六三
同 七年末	一、〇四三	一、〇〇五	二八二
政府はこれに対し米穀応急対策兼低利資金、養蚕応急資金等多額の低利資金の融通を決定したが、中金はこれら政府資金の融通を取扱うとともに自己資金の低利融通につとめたので、中金の貸出状況は昭和四年度の九千六百三十六万円が七年度には二億九千二百四十三万七千円に飛躍した。			
このように中金最初の十年間は専ら農業恐慌克服のため、政府指導の農村経済更正運動に呼応し、貸出しに主力を注いだが昭和八年からの産業組合五ヶ年拡充計画実施で、それまで減少の一途にあつた産組の貯金も増勢に転じ、固定貸付金の回収、借入金の返済が行われ、販売、購買の取扱い高も躍進的発展を見るようになつた。			
昭和十二年九月、臨時資金調整法が実施されるとすぐ「産業組合金融統制團」を組織し、その後、昭和十五年九月に日本銀行を中心とした「全国金融協議会」が生れると、中金は組合金融機関を代表してこの協議会に参加し、十六年三月「組合金融協会」を設立、それまでの「産業組合金融統制團」の全事業はこの協会に引継がれることになり、統制團は十六年五月二十四			

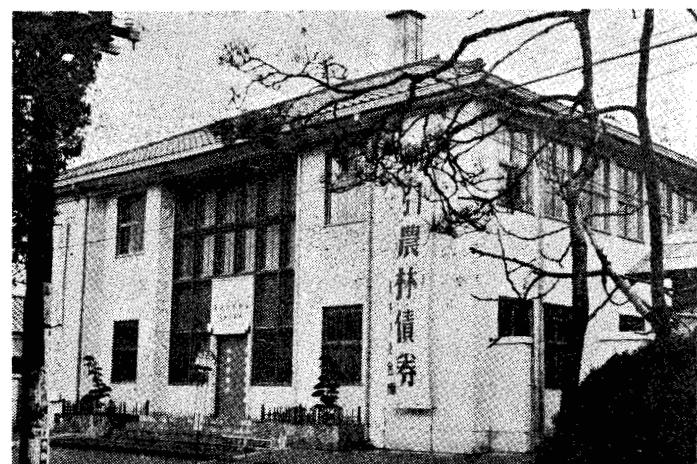
日に解散したのであった。

その後一ヶ年、昭和十七年四月、政府は「財政金融基本方策要綱」によつて「金融統制団体令」を公布し、十七年五月、信用組合と道府県信連とで「道府県組合金融統制団」を、さらにこの統制団と中金とで「組合金融統制会」の設立を命じたのであるが、この「組合金融統制会」はそれまでの「組合金融協会」に代つて強力な法的基礎の上に立つて組合金融の指導統制に当つた。

このように中金は準戦時体制から戦時体制、決戦体制にわたり、いつも一貫した組合金融独自の自律的統制を続けた。中金の理事長は岡本氏に次いで八条隆正（昭和三・一二・二〇就任）有馬頼寧（昭八・四・二二同）、石黒忠篤（昭一二・六・七同）、荷見安（昭一五・八・一三同）、湯河元威（昭二一・一一・五同）、楠見義男（昭三一・八・一五同）の六氏、また山形県信連から中金評議員として戸田虎雄（大正十五年十二月～昭和七年十二月）、高橋辰二（昭和十六年）の両県信連会長が就任、二十九年九月には県信用農業協同組合連合会会長山木武夫氏が理事に就任している。また山形県森林組合連合会専務理事飯鉢庄蔵氏も昭和二十五年十二月に評議員となつた。

終戦後に農林中金山形出張所設置

山形県に農林中央金庫山形出張所が設けられたのは太平洋戦争が終つた昭和二十年十月一日で、高橋英一郎氏が出張所長となつて、当時の県農業会館（山形市七日町大字東前六一〇ノ二）



農林中金山形出張所

貯蓄銀行の二
二十四年三
月には旧山形

勇氏が所長と
なつた。

の正面玄関右にあつた総務室の一部に間借りして店を開きしたのであるが、昭和十年十一月四日に仙台支所が開設され県内の業務は県信用組合連合会内に代理所をおいて、信連職員が中金の仕事をやつて、二十年の山形出張所開設となつたのである。二十一年九月十三日の県農業会館の火災で、一時、事務室を山形市商工会議所に移し、農業会館復興とともに、事務室を会館の南端に移し、才二代目所長磯部改三氏は山形出張所長の辞令をもらつただけで、着任せずに福島に転じてしまい才三代の下條勇氏が所長となつた。

階に移転、二十五年六月、宮嶋八弥、二十六年八月、小池成郎の才四、才五代所長時代となつた。才六代所長大藪数馬氏の時、昭和二十八年六月一日付で、山形出張所から山形支所に昇格したのを機会に長い間借り生活をやめて、山形市緑町一ノ三〇三（新築西通り）に支所を新築して、同年十二月十九日から新事務所で仕事をはじめた。

大藪支所長が退職後、三十二年七月、才七代、渡辺善次郎所長が着任したが、一年後の三十三年七月二十八日には山形支所は中金の機構縮小に会って山形事務所に名称変えし、仕事も貸付けと農林債券の取扱いだけに止め、団体預金と為替業務はそれ以来県信連の代理業務となつた。山形出張所時代、政府は占領軍司令部の指示に従つて、農林中金を解散する県農業会の清算人に指定したので、昭和二十三年八月以来下条、宮嶋、小池の三所長は県農資産処理委員とともにぼう大、複雑な県農業会資産を処理、新しく生れた農業協同組合に無事引継ぐことが出来た。

雑誌「家の光」の創刊

「こうこうたる非難攻撃あがる



千石興太郎氏　（大正十二年、氏の五
十才の時のものだが「家の光」の創刊を
企画し、名づけ親でもあり、二年後の大
正十四年五月に産業組合中央会から「家
の光」創刊号を出している）

昭和十六年四月二十八日に産組会頭就任）の両氏が発行を計画
大正十四年（一九二五年）五月号を創刊号として発刊したもの
であった。

新刊誌を売り出すにはまず「名前」が大事である。中央会ではこの題名を一等二十円、二等十五円、三等十円の懸賞金をかけて、中央会の職員から募集することにしたが、結局、千石氏が外国のパンフレットから「ホーム・ライト」という言葉を見つけ、これを和訳した「家の光」が採用となつた。そのころ、「光」がついている刊行物が流行し、「蚕糸の光」、「国の光」二つがあつた。そこえ、この「家の光」を送り出そうとするのだから中央会は名前の売り込みに頭を悩ました。大正の末期、今から三十五年前の東京人に産業組合とは何だと問うて見ても知る人がなかつた。神田三崎町の産組中央会の裏長屋に二、三

人の職員だけでつくった「家の光」という変な名前でぱいと出現した雑誌を、中央会がいくら力んで見ても全然反応が現れなかつた。

中央会はそれを売り込むためには盛り場のカフェー開店の故知にならつて、「家の光」と左横書きの宣伝マツチを職員が街頭に起つて配つてゐる時、ある料理屋の女中さんがいみじくもこれを「みつのや」と逆さに音読してくれた。その頃、社旗を自動車にたてて事件の現場に乗りつけた読売新聞の事件記者に待つたをかけた東京市内のある警察署長が社旗の「読売」を「ふん、ドクバイ新聞、聞いたことがない新聞社だね」と大まじめにつぶやいた時代のことである。

大正十四年五月号の創刊号は八八ページのこく貧弱なもので印刷部数二五〇〇〇部、そのうち実際に売込む部数を二〇、七五〇部とふんぐちようど山口市に開催中の才二一回全国産業組合大会に持ち込んで、二万部を各府県にふり当て、二、三〇〇部から三〇〇部の予約をとる事にして府県側の協力をねがつたが、議論沸騰「およそ雑誌は三号でつぶれるのが常識になつているのに、最初から二万部を売り込む計画を樹てるとは正に狂氣の沙汰だ。」と引受けに反対した。中でも毒舌家で鳴つた富山支会（後年山形に転任）の山田与之助氏等は「家の光が売れれば、電信柱に花が咲く……」とまで無遠慮な攻撃を創刊号に加えたものである。

よさかんになり、中央会にはね返つて来た。

いざ創刊号を全国の支会に発送して見たが、不評判はいよいよ

創刊号の表紙には名女優水谷八重子をモデルにした美人画を



大いに世論を刺激した家の光創刊号の表紙

（田中良氏が水谷八重子をモデルにしたものだが農村に女の絵を表紙にするとはけしからんと組合から叩かれた）

採用、大いに新しい企画のつもりでいたところ、これまたごう

ごうたる非難攻撃が浴びせられた。素朴純真な農村に、華美な女の顔を表紙にのせるとは以てのほかであるというのであつた。

その頃の家庭雑誌は博文館の「文芸俱楽部」が六万、講談社の「キング」が六〇万部「主婦の友」が四〇万部とならび、円本の流行と相まって、はばを利かせていた。この激濤の中に打って出た「家の光」は毎号毎に新聞社の専門家に、出来工合を見

てもらい、「甲」、「乙」、「丙」と採点してもらつて、編集に努力した。

多くの出版物、刊行物で農村向けのものほどむずかしいものはない、どこをおせば、どうなるか、つかみどころのない農村に創刊号から二万部という大部の普及をねらつた産業組合中央会の自信の底に実は四つよりもどころがあつた。

その一つは、農村は刊行物売込みの真空地帯であり、農村には本を買うためのルートいうものがない。この真空地帯に待望の家庭娯楽雑誌を送り込めるのは、全国津々浦々、全府県に支会、それにつながる町村組合を持つてゐる中央会だけが出来る事である。

その二は全国支会、町村組合が「農村文化の向上」の合い言葉でひきうけてくれ、又読者を会員の名称で待遇、毎月の購売部数も予約してくれ、前金もとつてくれる。

「家の光」にはどの出版社とも非常な重荷となつてゐる月々の宣伝広告費が殆どいらない、県又は町村組合で読者をふやし、配達してくれるし、予約なので印刷部数に絶対に無駄が出ない。多くの出版元を倒産させる返本があるはずがないし、代金は前金、掛売りは全然ないばかりか、町村組合、県の団体の職員が「家の光」のために代金を集め、せつせと「家の光」に送金し、しかも拡張に宣伝してくれるというものであつたが、

系統利用満点の家の光も創刊の翌年、大正十五年一月号には一二、三〇〇部に減部してしまい、さすがの千石氏等も「家の光」の廃刊説を持ち出した位であつたが、多くの出版社が用紙

難で困り抜いた昭和十八年には逆に百五十三万五千部発行の大金字塔をうち樹てた。しかしさすがに戦局の悪化とともに、用紙の割当て、人手不足から体裁も落ちてしまい、普及部数は次第に減りはじめ、十九年十二月号の百十二万部から二十年四月号には四十八万部とガタ落ちし、あの終戦直前の昭和二十年六月号は十三万部に落ち込んで、終戦を迎えたのである、当時の体裁はお義理にも賞められるものではなく、ペラペラの薄っぺらなものだった。國中の大動乱で、読者の移動がひどく、それに全く集金する術もなかつたが、二十三年以後、独自の読者ルートが農協組織の整備とともに忽ち息を吹きかえし、長い戦争で読みものに飢えていた農村の需要を、「家の光」が容易にみたしてくれたのであつた。

「家の光」は創刊以来産業組合中央会のものであつたが、東条内閣が戦力増強、結集という手を行つた昭和十八年（一九四三年）三月の農業団体統合で、新たに中央農業会が出来たので、一時、農業会の事業の一つの部門に入れられ、そこから発行していくが、戦争がいよいよますます激烈となり、用紙の割当ては雑誌専業社に限定されたため、翌十九年五月、中央農業会から分離して、「社團法人全国農業会家の光協会」の発行に変つて、現在に至つたというのが歴史のアラ筋である。

山形県の「家の光」事業の推移

さて、山形県の「家の光」事業の推移である。
年別の部数の増減からながめて見ると、

昭和元年	一九七部
四年	二八五部
七年	二、四一七部
一〇年	二二、〇九八部
一三年	二五、一一二部
一八年	二九、九〇一部
二〇年	二二、〇〇〇部
二一年	一四、三〇二部
二三年	七、〇九八部
二四年	六、二七〇部
二五年	四〇、六六二部
二六年	七、一五三部
二七年	二三〇部
二八年	二二〇部
二九年	二二〇部
二〇〇年	二二〇部

本県の場合三十年間に二百倍の増加を見せ、七万台の長野、新潟の二県に次いで、山形県は南の鹿児島県とともに四万台を堅持し、普及番付面では前頭筆頭にのし上がってい。全国最下位でスタートを切った本県は産組時代は支会で取扱い、農業会に入つてからは厚生課が扱い、農協後は県厚生農業協同組合連合会の手に移つたが、昭和三十一年十月一日には、家の光事業の一切は県農業協同組合中央会の取扱いに変つた。普及率（購読部数ではない）の高い組合を県中央会が昭和三十年十二月号で作成したものでながめると（カツコ内が購読部数）
（十二月号）
二〇年
二一年
二三年
二四年
二五年
二六年
二七年
二八年
二九年
二〇〇年

ミス農協に本県から当選

家の光協会では戦後の農村に明るい話題を提供する「ミス・農協」を昭和二十五年から募集したが、山形県はその才一回「ミス」に選ばれた。

「ミス〇〇」の企ては明治年代の某誌がやつた芸妓人気投票または「名家令嬢鑑」などの名で呼ばれたものから、久米正雄等の鎌倉文士がはじめた「ミス・カーニバル」で、「ミス」が大衆の行事となつた。戦後はいろいろな目的でミス、ブームが到来、種類別にしてもおそらく数百種に達し、その頂点が宇宙の一美女を選ぶ「ミス・ユニバース」となつた。家の光協会が全国の農村から選び出す「ミス」のねらいは、「幼くものの健康美」において特殊なもので、農家の娘さんで、未婚者、身長は一メートル五十四センチ（五尺一寸）以上の健康で好感が持てる愛くるしい顔立ちとだけで、ほかでミス標準に用いられるヒップ、ウエスト、バストなどはあまり問題にしないことにしてある。

昭和二十五年に、家の光誌上で、初めて「ミス・農協」が発表されると、満天下の農村の娘さんの血をさわがせ、その当時の光を取扱っていた県厚生連に統々、ミス候補の写真が集つた、その中から山形県のミスに選ばれたのが北村山郡富本村の多田たかよ（当時、一八）さんで、えくばの可愛い、丸々と太

一セント以下略）の順序となつてゐる。藤島、大山両組合などは既に一〇〇パーセントを超てしまつたことは購読者が農家以外に進出したことを物語つてゐる。

（四九〇）広瀬、八〇（二六九）鈴川、八〇（一七三）一条（八〇パーセント以下略）

（五）東郷（東田川）、八八（二七三）斎、八三（二七〇）広幡 八二

（四九〇）広瀬、八〇（二六九）鈴川、八〇（一七三）一条（八〇パーセント以下略）



第一回ミス農協となつた北村山郡富本村多田たかよさん
(このえくばが審査員を魅了した)

山形県は東北ブロックに加わり、多田代表は他の五県代表と投票を争つたが、多田さんは他の代表を大きく引離して、東北のミスに当選、いよいよ最後の全国ミス決定戦に東北代表として進出した。全国一もやはり写真によつた読者投票で、八名のブロック代表がけんを競つたが、ここでもまた他のブロックにした。

つた純ばくな農家の娘さんであつた、家の光ではこうして各県から一名づつのミスを選んだ後、誌上に写真をのせて、全国八ブロックから八名のブロック代表を読者の投票で決定することにした。

三十四年家の光新年号のカバー・ガール池田恵美子さん

を後に、全国一のミスになつてしまつた。なにしろ最初のミス、農協とあつて、翌二十六年五月三十日に市ヶ谷の家の光協会で行われたミス表彰式には、富本農協組合長らにつき添われて出席、全国から集つた農協代表の前で、新しい意味の美人の容姿を披露し、美人国山形の名を宣伝した。

この多田さんは降るような縁談の中から、熱心な求婚者で、誌上投票当时から文通し合つていた長野県湯沢温泉の青年と結ばれ、数年後、長野に去つた。家の光ではその後、ミス、農協選定の方法を変えて、まず、家の光の表紙を飾る「カバー、ガール」を全国から写真で募集し、その中から表紙モデルを決



定、誌上に発表して、はじめて読者の投票で「ミス、農協」をきめることになったが、飽海郡遊佐町の池田恵美子（一八）さんは三十三年に「カバー、ガール」に選ばれ、三十四年新年号の家の光の表紙に池田さんの笑顔がのった。つづいて行われた「ミス農協選出投票」では岐阜県の小野久子さんに「ミス、農協」の名を譲ったが、全国から一万三千五百三十三票をもらい準ミスに当選して、三十四年二月十八日、東京の九段会館で開催した全国家の光大会の席上、宮部家の光協会長から表彰状と沢山の賞品を贈られ、祝福された。

日本農業新聞の発刊

日本農業新聞は昭和三年（一九二八年）三月二十日に帝国農会から「市況通報」として発刊、誕生したが十二年三月に「日本農業新聞」と改題した。

その後、昭和十八年十月に、その年の三月公布の農業団体法で五団体の全国機関が合併して中央農業会が発足、さらに全国農業会弘報分室でその機関紙として戦中、戦後にかけて発展した。昭和二十三年、農業会解散命令後、新たに全国新聞情報農業協同組合連合会が組織され、東京都港区芝公園五号地（後に台東区練馬町八五に移る）に本社を、各府県に支局をおいて、農業界唯一の新聞として堅実な歩みを見せて来ている。

山形県でこの新聞を取扱ったのは県農業会が出来る前だが、専従職員をおいて取材に購読普及に本腰を入れたのは昭和二十年秋の終戦後で、二十二、三年の県内購読部数六千部に達し、大正十年の産業組合法才四次改正で全国連合会の設立が認められると、同十二年には産業組合中央金庫、全国購買組合連合会が設立し、昭和九年（一九三四年）までに全国事業連合会が

産組法改正で全国団体続々生る

昭和九年に五百四十万の組合員

た。二十三年八月、農業協同組合法によって、県農業会厚生課の新聞取扱いは県厚生農業協同組合連合会取扱いの事業として引継がれたが、組合設立を指導した当時の占領軍山形軍政部は厚生連の事業は病院経営および農村文化、厚生施設と雑誌、家の光の取扱いに限り、農政問題を記事にし、農民の世論をつくる新聞の取扱いを加えることは認められない、もし農業新聞取扱いを強行するときは厚生連の設立を取消すとの意向を示し、県農業協同組合課佐原課長が次善の策として、農業新聞関係は厚生連とは別建ての支局をつくり、農文協、県農業会時代から農村演劇、巡回診療、出版、情報の分野に活動して来た小林憲幸氏を専従として編集、販売の両方を行つて来たが、昭和二十七年四月、取扱いの一切を県中央会の前身である県農業協同組合指導協会（会長大山不二太郎氏）に移した。

産業組合中央金庫も含めて五つ、指導機関が産業組合中央会を加えて七つが出揃って、未曾有の農村不況の波濤に打って出た。

産業組合中央会は明治四十二年の産業組合オニセ改正で、明治三十八年三月設立の大日本産業組合中央会を法律上の団体に改組したもので、その他の団体の設立経過等は次のようなものである。

○事業団体

(一) 産業組合中央金庫

大正十二年四月六日に金庫法が制定されて、十月三十日設立認可、十三年三月一日業務開始、昭和九年の所属組合二、六〇七、所属連合会一三六。

(二) 保証責任全国購買組合連合会（略称、全購連）

大正十二年四月十九日創立総会、五月十四日設立認可、九月一日業務開始、昭和九年の所属組合五、三六五、所属連合会六八。中央金庫と同様に、古くから設立を組合から要望され、才四回全国産業組合大会で決議となって具体化し、これにもとづいて中央会は大正十年に「購買事業に関する中央機関設置調査委員会」を設け、同十二年二月五、六の二日間、中央会府県支会役員協議会を開いて本式に設立がきまつた。

設立当時の会員は連合会七七、組合二三四で、山形県購買組合連合会が発足した昭和二年当時の全購連の取扱いは産業用品三六四万四千円、経済用品五五万円、計四一九万五千円と堅実な事業発展を示した。

(三) 保証責任大日本生糸販売組合連合会（略称、糸連）

昭和二年三月十五日設立認可、昭和九年の所属組合八六、同連合会一三。わが国の販売組合運動は明治の初めに生糸販売組合で出発したが、この連合会も全国的販売組織としては先端を切つた。昭和三・四年度には一万九千六百こりを受入りし、一、五五〇万円の売上げを見た。

(四) 保証責任全国米穀販売購買組合連合会（略称、全販連）

昭和六年五月二十五日設立認可、九月一日事業開始、昭和九年の所属組合三、同連合会四七。

農業恐慌以来、特に米穀問題は論議の中心となり、米穀法の改正と相まって、農民の米穀販売組織を強化するため、全販連設立の要求が強力となつたので、中央会は昭和六年一月十六・十七の両日、設立協議会を開き、十三府県代表者が設立委員となつて設立の準備を進め、四月二十七日、中央会で設立総会を開いた。

設立当時の所属連合会四三、出資額二一万四千五百円、設立当初の事業は米、麦の二種に限られ、購買は政府米だけであつたが、その後豆類、菜種、けい卵、木炭等と次第に事業を拡げた。

(五) 保証責任大日本柑橘販売組合連合会

昭和九年九月二十九日設立認可、所属連合会一。

北米、カナダに向けて独占輸出をしてい日本柑橘北米輸出組合に対抗して生産者が昭和八年に組織した大日本柑橘生産組合連合会（任意組織）を産業組合の組織に変更したもの。

。指導機関

(一) 産業組合中央会

構成員としては単位組合、各種連合会、さらに個人まで網羅して、昭和九年の正会員一二、四〇〇。

中央会の下に各道府県に支会を設け、支会に部会をおいてあるところが多い。最も一般的で強力な指導連絡機関。

(二) 全国産業組合製糸組合連合会（略称、全糸連）

昭和七年二月十日設立認可、昭和六年三月の蚕糸業組合法が蚕糸業全体の統制機関として発足したものだが、組合製糸を母体に、府県に府県産業組合製糸組合を、さらに全国産業組合製糸組合連合会を組織した。この全糸連が日本中央蚕糸会の構成者となり、産組製糸の利益を代表した。

右の中央会、全糸連のほかに、それぞれの立場で中央的任務を行っている任意団体としては

(三) 全国農村産業組合協会

(四) 市街地信用組合協会

(五) 全国医療組合協会

(六) 全国消費組合協会

(七) 全国信用組合連合会協会

の五団体が中全会の統制下に在った。

昭和九年の単位組合数一四、八一五、組合員数五四〇万人、府県連合会一〇一、郡連合会四〇となっていた。

なお、全国購買販売組合連合会、全国米穀販売購買組合連合会、および大日本柑橘販売組合連合会の三事業団体は昭和十六年一月

時局の要請に応えて合併して、新しく「全国購買販売組合連合会」を組織、農業団体統合の先駆をつとめた。

昭和二十年八月二十五日には米軍のグラマン機が編隊で山形市の上空を過ぎ、市民は日本が全く米軍の占領下にあることをひしめしと感じた。九月十一日に仙台進駐の先遣隊の一部が、山形市に入り、翌日、ジープで米兵宿舎の調査を行つたので、米兵の山形市進駐が確実となり、種々しま臆測が行わされて市民に不安を抱かせた。それで山形市役所では各学区に緊急母親学級を開催して、進駐軍応待の心構え等を指示したが、風説に怯えた女学校では十七日から十日間の休校、官公衙会社の女事務員は午後早退、銀行は午後二時かぎり閉店、役所、団体等では書類を焼いてしまう等必要以上の措置がとられた。農業会もその時、貴重な書類、記録を一切灰にしてしまつたのである。

不安におびえた米軍山形進駐

十八日、米兵を乗せた百余台のジープが山形入りを行い、そのまま神町に向ったのを市民は驚異の眼で見送った。二十日になつて米兵の山形市進駐が発表され、その数四五〇名と伝えられたが二十四日、まずオエ六小学校を宿舎として接收、続いて両羽銀行横町支店が接收されて司令部が設けられ、二十七日ドン准将が司令官として着任、三日町長谷川吉三郎所氏宅を宿舎にした。さらに小白川町男子国民学校も宿舎となり、兩校児童は市内各小学校に分散させられてしまった。

十一月には生活必需品統制組合事務所、元貯蓄銀行、県立図書館、八文字屋、富岡楽器店等も事務所となり、個人住宅まで次々と将校宿舎となつた。司令官はドン准将からナン中佐に代り、さらにカスター中佐に代つた。